

# 住宅用火災警報器の購入費用助成は 令和2年3月13日まで

町では、警報器を新しく設置する場合や取り替える場合の警報器購入費用の半分を助成しています。

**警報器を買った後**で必要書類を町へ提出してください。



## 1 助成を受けるために必要な書類

- (1) 小野町住宅用火災警報器緊急設置促進事業報告書(役場窓口にあります)
- (2) 住宅用火災警報器を購入したときの領収書またはレシート
- (3) 住宅用火災警報器の保証書(コピーをとってお返しします)
- (4) 助成金の振込先が確認できるもの(通帳、キャッシュカードの写しなど)
- (5) 印鑑(シャチハタ不可)

## 2 助成の対象

- (1) 町内に住所を有する方が、現に居住している住宅に設置するものであること。
- (2) 法令で義務付けられた箇所に設置するものであること。(寝室および寝室がある階の階段)
- (3) 日本消防検定協会の合格表示がされている煙感知式警報器であること。  
※台所などに設置する熱感知式警報器は助成対象になりません。
- (4) 設置後、概ね10年が経過し交換時期を迎えている警報器を取り替える場合、増設または単独型から連動式に変更する場合。

## 3 助成受付期限 3月13日(金)まで

## 4 助成内容

	新規設置・取替・増設・連動型への変更	
	単独型	連動型
助成金額	購入費用の1/2	購入費用の1/2
上限額	10,000円	20,000円

※助成金額に100円未満の端数があるときは切り捨てとなります。



○住宅用火災警報器の設置例

※設置義務箇所

⇒寝室および寝室がある階の階段

※設置推奨場所

⇒居間および台所など

☎町民生活課 ☎72-6933

## 交流自治体イベント情報(2月・3月)

自治体	イベントなど
茨城県笠間市	第20回笠間のひなまつり (~3/1)
東京都荒川区	荒川ふるさと文化館 第55回館蔵資料展「道具が語る 昭和の暮らし展 PART 3」 (~3/8)

・このコーナーでは、町民の皆さんに町が事業の連携や災害時の相互応援などで交流を継続的に行っている自治体(田村市、三春町を除く)を身近に感じていただくため、主なイベント情報などを掲載しています。詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

・掲載後に日程などが変更される場合もありますので、お出掛けされる場合は、事前に各自治体にお問い合わせください。

・主なるイベントなどが予定されていない自治体は、掲載しない場合もあります。

☎企画政策課 ☎72-6939